

学校徴収金等の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西野田工科高等学校</p>	<p>毎年度、生徒の卒業等に当たり、精算・返還を行うべきところ、不十分な精算・返還により、学校徴収金会計に残高（5,596,054円）が存在しており、学校が調査したところ、以下の状況が判明した。</p> <p>1 生徒・保護者から返還先口座の連絡がなかったものについて、再度の確認を行わずに未返還となっているもの。[4,056,325円]</p> <p>2 上記の他、転退学者の精算遅れにより対象者や返還額が確定できなくなっているもの。[1,539,729円]</p>	<p>早急に返還等の是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金の精算・返還について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）</p> <p>XⅢ. 会計事務（私費会計）関係</p> <p>1. 学校徴収金等</p> <p>20 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。</p> <p>学校事務関係チェックシート【私費会計関係】</p> <p>3 会計の精算処理について</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 修学旅行実施後の返金（残金）がある場合、返金の手続を行っているか。また、返金せず次年度の学年費に繰り入れる場合、保護者の理解を得ているか。</p> <p>【学校徴収金等の未返還金等にかかる取扱いについて（通知）】（教委財第1200号平成21年5月14日）</p> <p>2 未返還金等の取扱いについて</p> <p>(1) 学校徴収金及び団体徴収金並びに給付金等について</p> <p>① 返還金等の金額及び返還等の対象者が一致する場合 別添記載の内容に基づき事務処理を行うものとする。</p> <p>【別添】学校徴収金等が返還となる場合の事務処理等について</p> <p>(3) 返金の際、相手方が所在不明等で連絡が取れない場合の対応</p> <p>① 学校に届け出されている住所地の市区町村役場（政令市にあっては区役所）に公用にて住民票を徴求し、住所変更の有無を確認する。</p> <p>⇒ 確認が出来た場合は、簡易書留郵便等、配達の様子が確認できる方法により返還通知書を送付し、振込先口座等返金方法について連絡を取り、速やかに返金を行う。</p>	<p>不十分な精算・返還となっている学校徴収金について、各会計別に精査を行い、返還額・返還者を確定し、返金処理等を完了した。</p> <p>今後は、学校徴収金の精算・返還について適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月12日）